報告事項(1)

国際会計基準審議会(IASB)との会計基準のコンバージェンスに 向けた共同プロジェクトの第三回会合の概要

1.日時 平成 18 年 3 月 1 日 (水) 午前 9 時 30 分 ~ 午後 6 時 00 分 3 月 2 日 (木) 午前 9 時 00 分 ~ 午後 12 時 00 分

場所 ASBJ 会議室

2. 出席者

IASB: Tweedie 議長、0 'Malley 理事(カナダ) McGregor 理事(オーストラリア) 山田理事、Upton ディレクター(米国) Pope 氏(Practice Fellow、NZ)、

ASBJ: 斎藤委員長、西川副委員長、石井委員、山田委員(2日)、秋葉統括研究員、新井専門研究員、大澤専門研究員、石原研究員ほかスタッフ9人

3.議事内容

(1) 第1フェーズ検討項目

棚卸資産の評価基準(IAS 2)

- ASBJ から咋年 10 月に「棚卸資産の評価基準に関する論点整理」を公表し、寄せられたコメントを受けて、今年の春に会計基準の公開草案の公表を予定していることを報告。
- ASBJ から、 棚卸資産の簿価引下げの論拠、 簿価切下げ時の時価(期末時点の正味売却価額) 洗替え法と切放し法、 トレーディング目的で保有するコモディティーの時価評価等の論点について説明。
- 契約書等で確定している「不利な契約」への対応等について意見交換。

関連当事者の開示(IAS 24)

- ASBJ から、会計基準のスタッフワーキングペーパーを配布し、今年前半に会計基準の公開草案の公表を予定していることを報告。
- ASBJ から、 主要な子会社の役員を関連当事者に含めるか、 開示対象外の 取引、 不良債権の開示、 外見上は第三者取引であるが実質的には関連当 事者間取引、 退職給付制度に関する論点を提示し、これらについて意見交 換。

在外子会社の会計方針の統一(IAS 27)

- ASBJ から、昨年 11 月に公表した実務対応報告の公開草案の内容及び現行の実 務からの変更点について説明。
- 子会社が所在地国の会計基準で財務諸表を作成している際に、直接我が国の会計基準への修正を行う(原則的な取扱い)のではなく、IFRSs 又は米国会計基準への修正を経由する(当面の取扱い)ことの意味及び、要修正項目につ

いての実務上の実行可能性について意見交換。

投資不動産(IAS 40)

- ASBJ から日本の REIT (J REIT) についての基礎的調査を報告。
- ASBJ が提示した論点として、 J REIT と他国の REIT との相違、 不動産の 公正価値(物件ごとの鑑定価格の合計)と J REIT の市場価値の差の解釈、 公正価値の変動を収益として認識する情報価値はどこにあるのか、 欧州企 業の IAS40 号の適用状況について意見交換。
- 投資不動産は、IASB と FASB の短期コンバージェンス・プロジェクトとなった (FASB にて公正価値オプションの第 2 フェーズとして検討)。

セグメント報告 (IAS14)

- ASBJ が、国内でのワーキング・グループの活動状況、及び IASB が今年 1 月に 公表した公開草案に対するコメントを検討中であることを報告。
- IASB が、セグメント報告は米国における Reconciliation 項目ではないが、短期コンバージェンス・プロジェクトにすでに含まれていたため、2月27日に公表された MoU にも記載されていることを説明。

新株発行費(IAS32)

- ASBJ から、日本における新株発行費の会計処理、並びに現行商法の規定及び 会社法における改正点について説明。
- FASB が先行して議論している「負債と資本」プロジェクトにおいて、FASB が 新株発行費を費用処理することを暫定合意したことについて、意見交換。
- IASB から費用処理のほうが適切である旨の発言。

(2) リサーチ・プロジェクト - 無形資産 (IAS38)

- ASBJ からワーキング・グループを設置し、無形資産の会計基準等の整理、識別規準、認識及び測定、耐用年数、開示等及び開発局面の無形資産について、IASB と FASB との検討状況を踏まえて検討することを説明。
- FASB の開発局面の無形資産の検討状況、オーストラリア AASB が行っている無形 資産のリサーチ・プロジェクトについて意見交換。

(3) ASBJ が最近開発した項目

 ASBJ から昨年末に開発したストック・オプション、株主資本等変動計算書、B/S 純資産の部の表示会計基準についての説明資料を配布。

(4) 第一フェーズ追加項目

資産除去債務(IAS16、IAS37)

- IASB から、資産除去債務に関する IFRSs における規定に関する説明資料を配布。
- ASBJ から、我が国の会計基準には資産除去債務の規定はないが、電力業界が原子力発電施設の解体費用につき発電実績に応じて解体引当金を計上していることにつき説明。
- 引き続き ASBJ から、 資産除去債務の費用を有形固定資産の取得原価の一部として資産化する理由、 資産除去債務の範囲(IFRSs と米国会計基準で異なっていると思われる) 資産除去債務の除去費用の全額を資産及び負債として当初認識する理由(提供されるサービスをその利用に比例して各期間で費用化する年金債務等との比較) 資産除去債務の測定に使用される割引率(IFRSs は毎期見直すが、米国会計基準は見直さない)等の論点について説明を行った後、意見交換。

工事契約 (IAS11)

- ASBJ から、工事契約を追加検討項目とすること(国際会計基準と日本基準の差異として広く知られていること、 我が国の会計基準には工事契約に関する詳細な規定がないこと)を報告。
- 引き続き ASBJ から、コンバージェンスの論点として、 同一の会計事象について、 工事完成基準及び工事進行基準の複数の選択肢を設けることが適切かどうか、 どのような場合に工事進行基準による会計処理が要求されるのか、 現行の日本 基準のような工事契約の長期、短期によって会計処理の区分を設けるかどうかを 提示し、意見交換。
- に関連して、IASB から、2 月の IASB 会議にて収益を役務提供に応じて認識する 方法と履行義務の完了時に認識する方法について議論を行ったことを説明。

金融商品の公正価値開示 (IFRS7)

- ASBJ から、我が国の会計基準と IFRSs の差異について説明。
- 引き続き、ASBJ から、 IFRS 7 において、ローン、非流動債権、デリバティブ取 引から生じるものを除く金融負債の公正価値の開示が要求される理由、 「金融 商品から生ずるリスクの定量的な情報」は、強制と奨励のいずれが望ましいのか 及び、MD&A のような非財務情報での開示、 公正価値測定プロジェクトで開示の 拡充の程度の3つの論点を提示し、意見交換。
- (5) リサーチ・プロジェクト 遡及修正 (IAS1、IAS8、IFRS5)
 - ASBJ から、会社法の公布により過年度事項の修正が容認されたこと、内部のリサーチ・プロジェクトで検討を行うべく準備をすすめている旨を説明。
- (6) 日本のコンバージェンスに対する取組み
 - ASBJ から、コンバージェンスに対する取組み、日本基準の同等性評価に関する

CESR の技術的助言と ASBJ の今後の対応について説明。

• 我が国の会計基準と IFRSs との差異として掲げられている項目のうち、 日本基準での連結の範囲の決定規準、 企業結合で True Merger が存在すると考えるかという点と、日本基準で持分プーリング法の適用を認めている理由等について意見交換。

(7) IASB と FASB のコンバージェンス・プロジェクトの状況

- IASB から 2 月 27 日に公表された IASB FASB 間の MoU 及びコンバージェンス・プロジェクトの現状と展望について、短期プロジェクトは主たる原則をあわせること、新しい基準を双方で導入した方がいいという結論に達した 11 項目について、2008 年時点である程度のマイル・ストーンの達成と、プロジェクトの継続を示すことで、Reconciliation の撤廃が達成できることを説明。
- コンバージェンスの意味 (細部まで一致させることから、主たる原則をあわせる ことに変化したのか) スケジュールの遅れの可能性等について質疑応答。

(8) IASB との共同プロジェクトの今後の進め方

- ASBJ から、コンバージェンス・プロジェクトを始めて2年目に入り、個別テーマの検討も順調に進んでいること等から、今後の進め方について再度協議したい旨の説明。
- ASBJ から、第一フェーズから除外した項目や差異の縮小に時間の要する項目への 取組み方など、コンバージェンスに向けた取組み方法の全体像がより明確になる ように、従来のフェーズド・アプローチから全体像アプローチへ移行し、会計基 準間の差異が短期的に縮小可能なものを「短期項目」、それ以外を「長期項目」に 分類することを提案。(短期項目及び長期項目の一覧については付録「全体像アプローチにおける長期項目および短期項目」を参照のこと)
- ASBJ から、ASBJ 内に「概念フレームワークに関するプロジェクト」を設け、当面は、IASB と FASB との検討状況をモニターし、定期的に意見交換を行うとともに討議資料の確定に向けて審議に着手することを説明。
- IASB から、IASB が SEC が求める Reconciliation のための対応があるのと同様、 ASBJ も CESR の指摘事項への対応が必要であることへの理解を示すとともに、 IASB FASB 間の MoU に記載された短期統合化項目以外の 11 項目について、ASBJ から IASB への参画等、積極的なサポートの要請。

(9) 相互理解

金融商品の全面公正価値

• ASBJ から、 金融商品の公正価値評価については、全世界的にも批判もあり、理 論的な問題も残っていること、 投資の形態ではなく、投資の性格により評価方

4 -

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

法を分類するのが整合的と考えていることを説明。

- 引き続き、ASBJ から、投資の性格により評価基準が異なる例として、公正価値に 反映されない主観的なのれんが含まれ事業投資としての子会社株式・関連会社株 式と、主観的なのれんは含まれず、事前の期待である市場価格が事後的な成果と なる金融投資である売買目的有価証券を説明。
- IASB からは、金融商品に対して全面公正価値をすぐに適用するとは言っていない ので、この点は理解してほしいとの旨の説明。
- Available for sale 有価証券を事業投資か金融投資と考えるか、事業投資と金融 投資で評価基準を違えるとボーダーラインの問題が生ずる点等について意見交換。

業績報告

- ASBJ から、以下の点について説明を行った。
 - ▶ 財務報告の目的、財務諸表の役割、投資家が想定する企業評価モデルについて共通の理解に努めることが有用と考える。
 - ▶ 投資家はフロー情報に基づいた企業価値評価モデルを利用して自ら企業価値 を評価していると想定されるので、財務報告の目的も投資家が企業の将来キャッシュ・フローを予測するのに有用な情報を提供することにあると考える。
 - 純利益という概念は、単なる表示の問題ではなく収益認識の問題であり、純利益という概念が表示されることによって包括利益計算書は貸借対照表だけからは得られない情報を投資家に提供すると考えられる。
 - ▶ セグメントBで取り上げられることになっている区分表示の問題については、 将来キャッシュ・フローを予測する際の不確実性を減少させるという目的に 沿って、過去の時系列情報の中からトレンドを明らかにするような区分表示 (例:営業・主要・反復、廃止事業、異常損益等)が望ましい。
- 想定している投資家の範囲、リサイクリングの意義(例として、非常に古い過去の累積的なその他包括利益項目をリサイクルすることの情報価値)、資本と損益(日本での純資産と包括利益、株主資本と純利益)のクリーンサープラス関係、その他包括利益項目の情報価値、財務情報(例として包括利益)の有用性の実務レベルでの評価について意見交換。

(10) 次回の開催日程

9月27日にロンドンで第4回会合(予定)

以上

全体像アプローチにおける長期項目および短期項目

長期項目の中から優先項目を定めるにあたっては、今後の対応(「項目の性質」に明記)に 焦点をあてて、以下のとおり分類した。概念フレームワークの違いや法制度の制約がある 項目は、項目の性質により再分類されている。長期項目の中で優先的にリサーチ・プロジェクトを立ち上げる項目としては、日本国内での問題提起や検討の要請、海外の議論の動 向を勘案し、当面、以下の5項目(網掛けの項目)とする。

長短	項目の性質	項目
長期	(1) IASB/FASB で現在議論が行われてい	収益認識、業績報告、無形資産 (開発費を含
	る、または議論が行なわれる予定の項	む) 連結の範囲(含む SPE) 固定資産(減
	目で、早い段階から適時に日本からも	損・再評価) 引当金、公正価値測定、公正
	意見発信を行うもの	価値オプション、金融商品、負債と資本、政
		府補助金、保険契約、退職給付、会計方針の
		統一(関連会社) 棚卸資産(後入先出法)
		法人所得税
	(2) IASB/FASB は一致しているが、日本	遡及修正、企業結合(持分プーリング・のれ
	基準の差異が顕著であると国内外で認	ん等)
	識されている項目	
	(3)最近開発された基準で、市場での評	ストック・オプション
	価を踏まえる必要のあるもの	
短期	棚卸資産(評価基準) セグメント報告、関連当事者、在外子会社の会計方針統一、投資	
	不動産、新株発行費、工事契約、資産除去債務、金融商品公正価値開示(注記)リース	

- (*1) 収益認識、業績報告、金融商品(全面時価) 政府補助金、保険契約等の項目は、広く収益の認識に関する概念に基づくものと考えられる。
- (*2)法制度の制約のある項目としては、負債と資本などが考えられる。
- (*3) 退職給付制度(基金)の会計、超インフレ経済下における財務報告、農業については、日本での影響は比較的 少ない、あるいは該当がないと考えられるため、上記には含めていない。